

(参考2)

原子力防災会議令（平成24年政令第234号）

(抄)

(議長)

第1条 議長は、会務を総理する。

(副議長)

第2条 副議長は、議長を助ける。

(事務局次長)

第3条 原子力防災会議（以下「会議」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に、事務局次長二人以内を置く。

2 事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

(審議官)

第四条 事務局に、審議官二人以内を置く。

2 審議官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 審議官は、命を受けて、局務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(参事官)

第五条 事務局に、参事官八人以内を置く。

2 参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の審議に参画する。

(会議の組織の細目)

第六条 この政令に定めるもののほか、会議の組織に関し必

要な細目は、内閣総理大臣が定める。

(会議の運営)

第七条 この政令に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。